

くらしの法律救急箱



第40回 親子トラブルに関するギモン

親子の縁を切ることはできるのでしょうか。

法的に親子の縁を切ることはできません。養子縁組や結婚などにより、親の戸籍から別の戸籍に移ったとしても、法律上の親子関係には影響しません。つまり、親子の関係は生涯続くのです。

なお、養子縁組により実親との親子関係を消滅させる「特別養子縁組」という制度がありますが、これは「子どもの福祉」の観点から創設された制度であり、養子となる子どもの年齢は原則として6歳未満（6歳未満から事実上養育していたと認められた場合は8歳未満まで可能）とされています。

実親との親子関係を消滅させるのは、特別養子縁組によって、実の親子関係に準じる安定した親子関係を築かせようとするものであり、縁組の成立には家庭裁判所の許可が必要です。

親が電話や面談を強要してきます。拒否しても止まりません。やめてもらうためにはどうすればよいでしょうか。

家庭裁判所に「親族間の紛争調停」を申し立てて話し合う方法、弁護士に依頼して、脅迫や暴言をやめるよう求める通知書を送付してもらう方法、警察へ相談して親を説得してもらう方法、裁判所に「接近禁止の仮処分」を申し立てる方法などが考えられますが、かつて過激な反応をしてくる場合もありますので、これらの方法を組み合わせるなど、状況に応じて対処していくこととなります。

親が金銭トラブルを抱えています。子が何らかの責任を負うことはあるのでしょうか。

子が保証人にでもなっていない限り、親の存命中に子が親の借金について責任を負うことはありません。

しかし、借金を抱えたまま親が亡くなった場合は、「相続人」として子が責任を負う場合があります。もっとも、相続放棄の手続をとれば、親の財産も受け継がない代わりに、親の借金を背負うということにはなりません。相続放棄は、「自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内」に家庭裁判所で手続をする必要があります。



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

つまり、親と疎遠になっていて、親が亡くなったことも知らず、債権者から請求を受けて初めて親に借金があったことを知ったという場合には、そのときから3か月以内に手続をとることになるでしょう。

Q4

親子関係は長く断絶していたのですが、親が生活に困った場合、子は援助する義務を負うのでしょうか。

A4

子は親を扶養する義務があります。民法は夫婦、直系血族及び兄弟姉妹（さらに、特別な場合には三親等以内の親族）には互いに扶養する義務があると定めています。

親が生活に困って、子に対して生活費を請求することは認められ、子が応じなかった場合、親は家庭裁判所に扶養の調停・審判を申し立てることもできます。

ただ、扶養の程度や方法については、子の社会的地位や収入などに照らし合わせてふさわしい生活をした上で、余力がある分とされる場合が多く、過去の親子関係などもある程度考慮されるものと考えられます。

他方、親が生活保護の申請をした場合、生活保護法では「民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする」と定めているため、福祉事務所等から親族宛てに、状況を照会する書面が届くこと

になります。

また、法律上、「被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、(中略)費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」という規定もあります。

したがって、明らかに多額の収入や資産がある人が扶養を行わない場合は、この規定に基づいて費用徴収がなされることもあるでしょう。

Q5

子が、親の多額の現金を勝手に持ち出し、使ってしまった。犯罪にならないのでしょうか。

A5

子の行為は、形式的には「窃盗」に当たります。しかし、刑法には「配偶者や直系血族又は同居の親族との間での窃盗については刑が免除される」という規定があり、子は処罰の対象となりません。これは、「法律は家庭に入らず」という考え方に基づくものです。

もっとも、親から子に対する民事的な措置（損害賠償請求など）は当然可能です。実際に、親子が裁判で争うことも少なくありません。